

議案第 1 1 号

北本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

北本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 2 1 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

北本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 4 7 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の見出しを「（給与等）」に改め、同条第 1 項中「手当」を「給与」に、「別表」を「別表第 1」に改め、同条第 2 項中「別表に定めるところにより費用弁償」を「1 日につき、1, 0 0 0 円を費用弁償として」に改め、同条第 3 項中「を準用して旅費を」を「の適用を受ける職員に支給する旅費の額に相当する額を費用弁償として」に改め、同条に次の 3 項を加える。

- 4 給与は、職に就いたその日から支給し、職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで支給する。
- 5 前項の規定により給与を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算

する。

6 消防団の分団（以下「分団」という。）に支給する手当の額は、別表第2のとおりとする。

別表を削り、附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第13条関係）

区分		金額	備考
団員報酬	団長	年額188,900円	
	副団長	年額146,500円	
	分団長	年額107,900円	
	部長	年額75,800円	
	班長	年額61,600円	
	団員	年額55,700円	
出動報酬		出動1日につき、8,000円（従事した時間が4時間未満の場合にあつては、4,000円）	災害発生現場において職務に従事した場合
訓練報酬		招集1回につき、3,500円	団長の招集により3時間以上従事した場合

別表第2（第13条関係）

区分	金額	備考
分団手当	年額340,000円	各分団
警戒手当	年額35,000円	各分団

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。